

第40回相模原市スポーツ少年団武道大会 開催要項

- 1 趣 旨 大会を通して少林寺拳法、柔道、空手道、剣道の各武道種目技術の向上を図り、団員相互の親睦を深め、心身ともに健全な少年少女を育成する。
- 2 主 催 公益財団法人相模原市スポーツ協会 相模原市スポーツ少年団
- 3 主 管 相模原市少林寺拳法協会 相模原市柔道協会
相模原市空手道協会 相模原市剣道連盟
- 4 日 時 (1)少林寺拳法 令和3年2月28日(日) 午前9時30分開会
(2)柔 道 令和3年3月 7日(日) 午前9時30分開会
(3)空 手 道 令和3年3月 7日(日) 午前9時30分開会
(4)剣 道 令和3年3月14日(日) 午前9時30分開会
- 5 会 場 (1)少林寺拳法 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室
(2)柔 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 柔道場
(3)空 手 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室
(4)剣 道 相模原ギオンアリーナ(総合体育館) 大体育室
- 6 集合時間 及び場所 (1)少林寺拳法 午前9時10分までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)
(2)柔 道 午前9時までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)
(3)空 手 道 午前9時までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)
(4)剣 道 午前8時30分までに相模原ギオンアリーナ(総合体育館)
- 7 開 会 式 開会式は種目ごとに行い、総合開会式は行わない。
- 8 表彰及び 競技規定 (1)種目ごとの団体戦の部の優勝・準優勝の団にカップを授与する。
(2)その他については別紙各種目実施細則に定める。
- 9 参加資格 (1)令和2年度相模原市スポーツ少年団出場種目(少林寺拳法・柔道・空手道・剣道)に登録している者。
(2)スポーツ安全保険又は同等の傷害保険に加入している者。(大会における負傷事故においては、応急手当は行うが、以後は自己負担とする)
- 10 申込方法 団ごとに、別紙申込書(少林寺拳法は別途送付)に必要事項を記入の上、下記の各種目の申込先に申し込む。未提出団については大会不参加とする。

種目	申込・問合せ先及び申込締切日	
少林寺拳法	近藤 和彦	〒194-0211 町田市相原町 1801-247
		TEL 042-774-9951 1月24日(日)必着
柔 道	橋本 寿	〒252-0241 相模原市中央区横山台 2-16-2
		TEL 042-852-6774 1月29日(金)必着
空 手 道	横戸 重範	〒243-0426 海老名市門沢橋 4-19-28
		TEL 046-239-0362 1月30日(土)必着
剣 道	加藤 洋	〒252-0226 相模原市中央区陽光台 4-16-1
		TEL 042-753-9278 1月10日(日)必着

- 11 参加費 1 人 100 円 (選手のみ・大会当日に徴収)
※各団の金額は申込締切日に決定し、それ以降の変更は認めない。
- 12 閉 会 式 種目ごとに競技終了後行う。

- 13 個人情報 主催者等は個人情報に関する法令を遵守し、公益財団法人相模原市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき、取得した個人情報について適正に取り扱う。
主催者等が取得した個人情報は、開催案内、連絡確認、結果公表、結果管理、写真掲載、保険申込、統計資料作成、その他大会運営上必要な連絡に使用する。
また、大会結果及び写真については、ホームページに掲載する場合がある。
- 14 その他
- (1) 各団は、必ず団旗を持参すること。
 - (2) 昼食は各自で用意すること。
 - (3) 自家用車は、所定以外の駐車場や施設外周道路には停めないこと。また、駐車台数に限りがあるため、相乗りして台数を減らすこと。
 - (4) 大会終了後は片づけを行い、ゴミ等は各自で持ち帰ること。
 - (5) 参加する団員や観覧する保護者は下足袋を用意し、脱いだ靴を持ち歩くこと。
 - (6) インフルエンザの感染の疑いがある団員及び関係者は大会参加を自粛すること。
 - (7) 大会前1ヵ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - (8) 皮膚真菌症(トングランス感染症)の感染が疑わしいもしくは感染が判明した場合は、大会参加を自粛すること。
 - (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、別紙【参加者の皆様へお願い】に記載の事項を確認し、遵守すること。
 - (10) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、要項の内容に変更が生じる場合がある。

空手道 実施細則

- (1) 種 別 団体戦の部
(形試合) A 小学生低学年の部 (3人制)
B 小学生高学年の部 (3人制)
C 中学生の部 (3人制)
- (2) 試合方法 (公財)全日本空手道連盟競技規則、審判規程、競技実施細則により行う。
及び規程
- (3) 表 彰 ア 団体戦の部の第3位までの団に賞状を、選手にメダルを授与する。
イ 総合の部の第3位までの団に賞状を授与する。
※総合の部の順位は、上記団体戦の部 A～C の各部の合計点により決定する。各部の優勝を6点、以下1点下りとし、6位を1点とする。
ただし、合計点と同じ場合は、上位入賞チームの多い団を上とする。
- (4) そ の 他 ア 選手が3人に満たないチームは、合計点より3点を引く。
イ 形の間違いは、合計点より3点を引く。
ウ 低学年の部は、1回戦、2回戦、決勝戦とも同じ形でよい。
高学年の部・中学生の部は1回戦、2回戦とも別の形にする。同じ形を演武した場合は失格とする。ただし、決勝戦はどの形でもよい。
エ 該当する学年に選手がいない場合には、下の学年から出場させることができる。
オ 決勝戦で同じ点数の場合には同点決勝を行う。なお、その際、小学生高学年の部と中学生の部は、決勝戦と別の形を行う(低学年の部は同じ形でもよい)。
カ 選手は、重複して2チーム以上に出場することはできない。
キ 開催要項を必ず確認すること